

公 示 送 達 書

令和8年8月10日

京都府長岡京市長 中小路 健吾

下記の者に係る書類を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達します。なお、送達すべき書類は、当市役所国民健康保険課管理係に保管していますので、出庁のうえ受領してください。

送達を受けるべき者	送達書類の根拠法令	氏名
	長岡京市国民健康保険条例第24条	長崎 悠大

注意

上記の書類を受領しないときは、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。